

岩手県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町北伝法寺 第9地割57番地の2	ケナフヘルパー ステーション	紫波郡矢巾町南矢幅 第6地割72番地	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200 番12	平成20年8月25日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町北伝法寺 第9地割57番地の2	ケナフヘルパー ステーション	紫波郡矢巾町南矢幅 第6地割72番地	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200 番12	平成20年8月25日